

題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(金)～3月15日(木)▲

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成30年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が200万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

◆給与所得控除の上限額が220万円(給与収入1000万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。

◆健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行う居住者が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除は、その者の選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができますとされました。

◆医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付が必要となりました。セルフメディケーション税制を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付します。(※平成29年分～31年分については経過措置があります)

誌上ギャラリー

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株エピック社刊)より



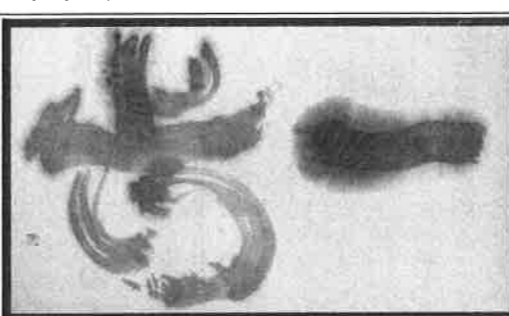
P6, 7
「ふるさとの水のみ水をあび」
(著作)
私のふるさとは鳥取県東伯郡泊村です。子供の頃は海で、浜辺で遊びました。…山頭火の句は驚きです。私の少年時代が目の前に浮かんできます。…母の生まれた勝勝川にもよく行きました。川で泳いだり魚を追いかけたりしました。ふるさとの味、ふるさとはすばらしい。

松嶋 楠城

昭12.5～平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査委員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授



「一歩」 90×180
(説明)
何事も一歩一歩。何をするにも第一歩なのだ。そして、踏み出す最初が特に大変。一に踏み出す力が凝縮されており、それが無ければ歩みは無い。その一があるからこそ、歩みが楽に表現されている。淡墨で滲み作品が迫る。

さきづけ・あとづけ 『解決・紹介・同郷』 Vol.XVI (seq.180)

平成30年2月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

〇二月は節分。旧暦は二月が年の始まりなので、これから少しずつ温かい方向に向かって行くんだという風情を感じますが、普段の暮しでは、なかなかゆとりが持てんもんだなあと思います。今冬は、これまで以上に、局地的にドカッと雪が来ているとの報道がなされていますが、日本海側のドカ雪と東京方面の天気とは大違いで、東京は「少し風が冷たいのかな」位にしか感じませんが、これからは、分かりません。

〇ところで、昨今は、忘年会も11月からとなりましたので、この年になっても、やたらと会合が続くもんだと思っていました。やれやれと思う間もなく、今度は、正月の会合も何かしら用事があって、結構忙しく、月末まで飛び飛びに行事がありますので、仲間に入れてもらえるのは嬉しいのだと思います。

〇そんな中、税務の日常的問題からいろいろな考え方を掘り起こしていろいろ勉強会「WITH THE ASSIST」も何とか続いておりましたが、今年は、若い人が抵抗なく参加できるよう声かけをしていきたいと思っています。国税の職場でそれぞれの専門的部署に就いた者や試験などの税理士資格取得者や他の士業の人なども入って切磋琢磨できる場として、3月を除き、毎月一回のペースで集まって各人が調べてみる、結構深いところへ気付けます。先日も、会合で、個人所得税は難しいことが分かったと、支部のあること、ベテランの先生が話していただきました。それは、税目ごとに微妙に定義が違ったり取り扱いが異なると、支那の先生が話して、固有の法律の趣旨まで踏み込んで考えたということだと思えました。そんな中、今年も、アシスト勉強会の初会合があり、各人の処理事案を公表して貰いながら、解決の道筋にどうアプローチしたかを紹介して貰いました。結果として広い視野に立つての取り組み方を学べたこと好評でした。

〇ところで、お世話になった戸能章光先生が亡くなり、その思いについて東京税理士会四谷支部の会報誌に寄稿いたしましたので、その一部を紹介いたします。

追悼記 「戸能章光先生に思う」 松嶋一海
四谷支部の戸能章光先生が、本当に、突然、亡くなりました。悲しみというより、「えっどうして。」という感じ。まさに、絶句でした。思い起こせば、戸能先生とは、国税の職場で一緒に仕事をする機会があり、それ以来のお付き合いでした。先生の、心情的、好きな歌の一つに表れていると思います。それは、北島三郎の「川」です。黙っておとこは川になる と、感情を込めての姿は、「人生は、こうなんだよ、こうでなくちゃあいけないだよ。」と訴えられていたように思います。東京国税局査察部で長く勤務されたポリシヤ先生のお歌だと思えます。流れる雲の……おれもなりたい 山を見た 優しい面立ちとは違って、男としての「おれ」を、ずっと目指して居られたんだと、今更ながらに思います。いつも、労わっていただきまとして、教えを受け、励まされ、心の支えになっていた、そんな戸能先生に出会えたことは、自分にとって、大きな、大きな、かけがえのない宝物を授けられたと心から感謝しております。戸能先生、ありがとうございました。

〇1月には、毎年上京してくる実兄の柴山抱海と師の弟子たちとの懇談は、一緒に上京の言水抱海先生、中野志抱先生、そして松本李南さん鳥取の面々。ささやかですが、在京の鳥取から出てきた書を学ぶ学生たちが顔を出し、何気ない会話の中に、それぞれが目指しているものを感じているように思いました。青谷の山根出身で元「サンサーラ」(レストラン)のオーナーシェフの田中和哉さんも温かい理解者の一人。必ず顔を出され田舎の話、風土、触れあいに花が咲きます。いつも連絡をし、まとめてくれる奥村阮南先生は、上京して書を学んだことを思い出しているに違いないと思いますが、この集まりは、それぞれが、新年に「思いを新たに」する機会になっているのだと感じます。そして、柴山と小生は、翌日、大阪へ帰って子理恵さんの結婚式に出かけました。お互いに年を取っての出席となり、次の世代もまた、速くになったと実感しました。結婚式後、当方は、田舎の同級生、在阪の天野史郎君と近況を語り合うことも出来ました。数日経って、兄柴山から、「鳥取への帰りは雪模様になった」と記され、「生きていく限りは精いっぱいでありたいものです」とありました。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



法律 在職中に受け取った名刺 会社のもの？社員のもの？ —適正管理でトラブル回避

お互いの所属の明示や自己紹介を兼ねた名刺交換は、その先のビジネスを円滑に進めていくためには必要不可欠なものです。勤続年数が長くなればなるほど受け取った名刺の量も多くなりますが、例えば、社員が退職する際にはこれらの名刺の所有権についての見解の相違で、退職者と会社の間でトラブルになるケースも見受けられます。そこで今回は、個人情報取り扱い方も含め、名刺管理の在り方を考えてみました。

■名刺の所有権は？

社員が退職する際には、会社側は「会社に返却するもの」(身分証、制服・作業着、鍵、会社所有のパソコン、設計図面、業務資料など)を伝え、退職者はそれに従って返却することが多いことでしょう。そして、この返却するものの一覧の中には、「仕事上で受け取った名刺」が入っているのが通常です。

一方、退職する社員にとっては、これらの名刺は今日までの自分のやってきた仕事の証であり、大切な人脈にもなります。次の職場や退職後に立ち上げる予定のビジネスなどで活かせる可能性もあることから、できれば退職時に名刺を持ち帰りたいと思う人も多く、ひと昔前までは、

◆退職時の名刺不返却による会社側のリスク◆

- 【個人情報の漏えい】
取引先の名刺は「個人情報」という意識を持つ。個人情報保護法の改正により、個人情報の管理は今後ますます重要に。
- 【顧客獲得の機会喪失】
名刺は取引の継続や、顧客拡大の材料。名刺の不返却により、顧客獲得のチャンスを失う。
- 【退職後の返却は困難】
退職後に名刺の返却を求めることは困難。退職前の返却物に関する取り決めや誓約書により、無用なトラブルを回避する。

大目にもまれてきた側面もあります。そのため、これまでに受け取った名刺を返却すべきなのか、持ち帰って良いのかの見解の相違によって、トラブルに発展することもあります。こうした名刺の所有権については、いくつもの見解がありますが、一般的には、会社の社員として取引先などから受け取った名刺の所有権は、その社員にあるのではなく、会社が有すると考えられます。したがって、退職する社員に対して、会社は、社員の保管している名刺を返却するように求めることができます。

■名刺は「個人情報」という認識

ただし、会社側はこれまでの名刺に対する認識を改めることが肝要です。紙の名刺自体は、ただの「物」ですが、重要なのは、名刺に載っている「情報」の取り扱いです。この情報をどのように管理するかが問われる時代となっています。

名刺には広い意味で「個人情報」が記載されています。個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるものを含む)とされていますが、例えば、名刺に顔写真を入れたり、私的なブログなどにアクセスできるようなもの

もあり、これらの多くが個人情報です。つまり、個人が識別できる情報源となる名刺を社員が退職時に持ち帰ることを許したり、黙認している会社は、トラブルが発生した際には、個人情報保護法に違反する行為(取得した個人情報の第三者への譲渡の禁止)を行っているときみなされてしまう可能性もあります。

■退職予定者と誓約書を交わす

これらの個人情報漏えいを未然に防ぐために、前記の「会社に返却するもの」の提示に付随して、①「関係者の名刺など個人情報が含まれるものを全て返却し、その複製も保管もしていないこと」、②「在職中に知り得た個人情報や退職後に他に漏らしたり使用しないこと」、③「個人情報や誓約書を会社に損害を与えた場合は、賠償の義務を負うこと」などの誓約書を交わし、サインをもらうことが抑止効果につながります。



経営 ■平成30年度税制改正大綱 賃上げで法人税軽減 事業承継税制の拡充も

平成30年度与党税制改正大綱が昨年12月14日に公表、22日に閣議決定されました。政府は1月の通常国会に税制改正法案を提出、今年度中の成立が見込まれますが、ここでは、全体像を把握するために主な改正項目の概要を取り上げました。

【法人課税】

■所得拡大促進税制の見直し・拡充
所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満た

たす場合には、給与等支給増加額の15%が税額控除できる制度となります。さらに教育訓練費の増加要件を満たす場合には、控除率がさらに5%上乘せされ、20%の税額控除が認められます。

◆平成30年度◆ 税制改正大綱のポイント

企業	賃上げや設備投資などで法人減税 一定の要件を満たす場合に、給与支給増加額の最大20%の税額控除(中小は最大25%の税額控除)
	事業承継を促進 10年間の期間限定で全株式の相続税を全額猶予
	中小の設備投資を促す 新規導入した機械装置等の固定資産税の負担を軽減
家計	所得税改革 高収入の会社員などは増税 フリーランスなどは減税
	たばこ税の引き上げ 紙巻きたばこは4年で1本あたり3円増税 (加熱式たばこも5年かけて増税)
	新税の導入 国際観光旅客税、森林環境税

中小企業については、大企業より要件が緩く、平均給与等支給額が前年度比1・5%以上増加等の要件のみ(設備投資要件なし)で、給与等支給増加額の15%が税額控除でき、さらに教育訓練費の増加要件で10%上乘せされ、最大25%まで税額控除が認められます。

■租税特別措置の適用要件の見直し

大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととされます。

【資産課税】

■事業承継税制の拡充
10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の3分の2)の撤廃、納税猶予割合の引き上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大する等の措置が講じられます。

■中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置
革新的事業活動による「生産性向

上の実現のための臨時措置法」(仮称)の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されます。

【個人所得課税】

■給与所得控除・基礎控除の見直し
会社員などに適用する給与所得控除を年収850万円以下は一律10万円引き下げ、年収850万円超は控除額を195万円は上限とされます。

一方で、誰にでも適用される基礎控除は一律10万円引き上げて48万円とします。ただし、所得が2400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減らし、所得2500万円超はゼロになります。

【その他の改正】

その他、出国旅客に対して定額・一律1000円の負担を求め、「国際観光旅客税」(仮称)の創設、たばこ税を4年かけて1本あたり3円の増税(加熱式たばこの税率は5年かけて段階的に増税)、個人住民税に年額1000円上乗せして徴収する「森林環境税」(仮称)の創設などが盛り込まれています。

確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁 HP より一部抜粋)

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

① 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P. 1 参照)

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては確定申告が必要です。また、退職所得以外の所得がある方は、①(P. 1)又は④を参照して下さい。

④ ①～③以外の方の場合

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引いた金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(注) 土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得など一定の所得に係る税額については他の所得金額と合計せず、分離して計算します。

Q. 転居・結婚等により、申告時の住所・氏名と源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なる場合には、どちらを確定申告書に記載するのですか。

A. 申告時の住所・氏名を記載することになります。

また、税金が還付される場合、還付金の振込先の預貯金口座の口座名義は、申告する氏名と同じものを指定して下さい。

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意下さい。

国外所得の申告漏れ

居住者(非永住者以外の者)は、海外で得た所得(例えば、海外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益など)を合わせて申告する必要があります(外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります)。

副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得も合わせて申告する必要があります。一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

寄附金控除の適用漏れ(ふるさと納税を行った方)

確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます)。

寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が38万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

基礎控除の記載漏れ

基礎控除は全ての方に適用されますので、必ず記入して下さい。

復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意下さい。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

平成28年分以降の確定申告とマイナンバー制度について

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など



パワハラ6類型

パワハラコメント（パワハラ）の明確な定義は法律にはなく、何を以てパワハラとなるかは難しい問題です。そこで厚生労働省が示したパワハラ6類型と具体例を紹介いたします。

- ①身体的な攻撃
叩く、殴る、蹴るなどの暴行、丸めたポスターで頭を叩く。
物を投げる、机を叩いたり、蹴ったりするふりをして威嚇する。
- ②精神的な攻撃
必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。バカ・能無しなど、人格を傷つける言葉を言って罵倒する。辞めろ、降格だと不必要に言う。
- ③人間関係からの切り離し
1人だけ別室に席を移す、強制的に自宅待機を命じる、歓送迎会に出席させない、話しかけても返事をしない。連絡事項や指示を他のメンバーを介してする。
- ④過大な要求
仕事のやり方もわからないのに他の人の仕事まで押しつける、物理的に無理なことをさせる。時間的に不

可能な仕事をさせる。明らかに能力を超えたことを強いる。

- ⑤過小な要求
会社の草むしりだけを命じる、事務職なのに倉庫番だけを命じる。
 - ⑥個の侵害
交際相手について執拗に問う、家族に対する悪口を言う、大勢の前で服装や見た目の事を悪く言う。
注意しなければならぬのはこの類型がすべてではないことです。これ以外の行為は問題ないということではないことに留意する必要があります。
- パワハラは、従業員間の問題にとどまるものではありません。組織の生産性に悪影響が及ぶだけでなく、貴重な人材が休職や退職に至れば大きな損失となります。
- まず、企業としては、「職場のパワハラコメントはなくすべきものである」という方針を明確にすることが重要です。そのうえで、就業規則に関係規定を設け、ルール化することで、職場のパワハラ防止に対する意識を高めることができます。

平成30年1月1日に職業安定法が改正され、企業が労働者の募集を行う際の労働条件明示等のルールが改正されました。

企業が労働者の募集や求人申し込みを行う際、「試用期間」や、いわゆる「固定残業代についての詳細」などを新たに明示することが必要となりました。

求人ルールが変更 職業安定法が改正

労働者の求人・募集を行う企業はハローワーク等への求人申込みのみならず、自社HPでの募集や求人広告の掲載を行う際にも、労働条件の明示が必要となっており、選考前に必ず確認しましょう。

今回の主な改正のポイントは、次のとおりです。

- ①募集し労働契約締結の間に労働条件に変更があった場合、速やかな変更内容の明示
ハローワーク等への求人、または自社で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件を変更する場合には、その内容を確定後速やかに明示しなければなりません。
- ②労働条件変更時の適切な変更内容の明示方法
労働条件の変更は、当初の明示と

変更された後の内容を対照できる書面によって速やかに明示されるべきとなっています。

③求人の際に明示すべき労働条件の追加
労働者を募集する際に明示すべき労働条件に、下記が追加されました。

- ・試用期間の有無/期間
- ・裁量労働制を採用している場合のみなし労働時間
- ・固定残業代を支給している場合の「金額」「手当が時間外労働何時間相当のものか」「〇時間を超える時間外労働分の割増賃金を追加で支給する旨」の明示
- ・募集者の氏名又は名称
- ・派遣労働者として雇用する場合、雇用形態を「派遣労働者」と明示

募集時と採用時の労働条件の相違はトラブルとなる場合がありますので、やむを得ず変更する場合はよく説明をするべきでしょう。

雇用契約を締結する際には書面の交付（労働契約の期間、就業の場所・従事する業務の内容、始業・終業時刻、賃金に関する事項、退職に関する事項など）を忘れずに行いましょう。



国税庁 医療費控除に関する手続き (Q&A)を公表

先般、国税庁は医療費控除の適用を受ける際の手続きのうち、主に従来の取り扱いと異なる事項の質疑応答事例「医療費控除に関する手続きについて(Q&A)」を公表しました。

事例はQ&A方式で全15項目が記載されていますが、ここでは、基本的な2項目についてまとめました。

■医療費控除の適用を受ける場合の手続(制度改正の概要)

平成29年度税制改正に伴い、医療費控除の適用を受ける場合に必要となる提出書類の簡略化が図られています。

具体的には、医療費控除の適用を受ける場合、これまでの所得税の確定申告では医療費の領収書を確定申告書に添付又は確定申告書に提出する際に提示することとされていましたが、平成29年分以降の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することとされました。

なお、この場合、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間自宅等で保存する必要があり、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、税務署が医療費の領収書の提出又は提示を求めることがあります。

また、医療保険者が発行するもので、①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

■経過措置について
原則として、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要がありますが、経過措置として、平成29年から平成31年までの各年分については、従来通り医療費の領収書の添付又は提示することも認められています。

2月の税務と労務

一 税 務 一

- ★29年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★29年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月13日
- ★29年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日

一 労 務 一

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

ビジネスの現場で「できない理由」を並べることがは日常的によくあることです。もちろん、その時点で障害となる要因を正しく認識することは重要ですが、一方で、できない理由を挙げることに思考を使いすぎると物事が全く前進しません。▼大切なのはその先にある「だからどうやって乗り越えるのか」。常にこの思考でいることで乗り越えるための工夫やアイデアが

できない理由を並べない

生まれ、より良い仕事ができるようになります。▼「できる理由を考える」ことは、「できない理由を並べる」よりも何倍も労力が必要です。しかし、「自分の頭でしっかり考える」ことを定着させる近道でもありません。「〇〇だからできない」と言う前に「どうやったらできるか」と知恵を絞ること。それが目標達成の第一歩になるかもしれません。